

2019年10月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『クリニックの個別指導・監査対応マニュアル』
(初版 2019年9月20日発行)

お詫びと訂正

下記のとおり、本書中に誤りがございました。訂正いたしますとともに、読者の皆様に
謹んでお詫び申し上げます。

記

P. 138 上から8行目

【誤】 ●健康法保険法 第58条第3項

【正】 ●健康保険法 第58条第3項

同 条文末尾

【誤】 当該保険医療機

【正】 当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

P. 155 上から2行目から4行目

【誤】 オ 療養の給付と直接関係のないサービス等の実費一部負担金等の受領について
上記以外の費用は、・・・

【正】 上記の費用は、・・・

※「オ」の項目は削除。

以上